

田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市内で浄化槽の設置整備事業を行う者に対して田原市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、公共用水域の水質保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、かつ、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの（「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）が適用される浄化槽にあつては、国庫補助指針についても適合するもの）をいう。
- (2) 補助対象浄化槽 前号の内、別表第1に掲げる性能要件を満たすものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。
- (4) 専用住宅 居住を目的とした住宅又は居住の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されて

いる住宅（居住の用に供する部分の床面積が2分の1以上であるものに限る。）をいう。

- (5) 転換 専用住宅に使用していた既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、補助対象浄化槽へ変更することをいう。
(補助金の交付)

第3条 市長は、別表第2に定める区域内において、専用住宅に補助対象浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅を借りている者で、浄化槽を設置することについて賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 既に浄化槽を設置している者で、その付け替えとして補助対象浄化槽を設置するもの
- (5) この要綱に基づき、過去に補助金の交付を受けた者
- (6) 11人槽以上の浄化槽を設置する者
- (7) その他市長が不相当と認めた者

(補助金額)

第4条 交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、補助対象浄化槽の設置に要する費用の2分の1に相当する額とし、別表第3の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を

限度とする。ただし、設置しようとする補助対象浄化槽の人槽が「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA 3302-2000）」表による算定基準を上回る場合は、同表により算定した人槽に相当する別表第3左欄に掲げる区分に応じた補助金額を限度額とする。

2 前項の規定により算定した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、工事施工前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書（浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省、建設省令第1号）別記様式第1号）の写し又は確認済証（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第5号様式）の写し
- (2) 設置場所の案内図及び排水経路図
- (3) 事業費見積書の写し、仕様書、カタログ及び図面
- (4) 国庫補助指針が適用される補助対象浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 専用住宅を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- (7) 市税を滞納していないことを証する書類（申請の日前1月以内に発行されたものに限る。）
- (8) 浄化槽の設置工事を行う者の浄化槽設備士免状の写し（昭和6

2年度以前の資格を取得した浄化槽設備士にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習を修了したことを証する書類の写し)

(9) 既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の写真及び位置図(転換の場合)

(10) 浄化槽使用廃止届の写し(単独処理浄化槽からの転換の場合)

(11) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定したときは、補助金不交付通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により、交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の申請内容を変更するとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添付して速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更承認の通知)

第8条 市長は、変更承認申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(施工の確認)

第9条 市長は、補助金に係る事業を適正に執行するため、補助対象浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助金に係る事業完了後、速やかに実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付して、当該年度の2月末日(当該日が市の定める休日である場合にあっては、当該休日の翌開庁日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金に係る経費の請求書の写し及び領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の原本及び領収書の写し
- (4) 工事施工の写真
- (5) 工事担当浄化槽設備士の証するチェックリスト
- (6) 浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (7) 設置後の排水経路図
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定後、補助金

の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第8号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為等により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該取消しを受けた者に対して補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるところによる。

- 2 この要綱及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、愛知県浄化槽設置費補助制度の終了したときに、その効力を失う。ただし、第13条及び第14条の規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 8 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づき作成されている様式用の紙は、改正後の田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づき作成されている様式用の紙は、改正後の田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づき作成されている様式用の紙は、改正後の田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づき作成されている様式の内紙は、改正後の田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

性能要件：下記の消費電力基準以下であること。

消費電力基準			
人槽（人）	消費電力（W） （通常型）	消費電力（W） （BOD10mg/L 以下）	消費電力（W） （りん除去型）
5	3 9	5 3	8 3
7	5 5	7 5	9 0
1 0	7 5	1 0 2	1 5 7

別表第 2（第 3 条関係）

補 助 対 象 区 域
<p>田原市内の次に定める区域を除く区域とする。</p> <p>①下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）に基づく公共下水道事業認可区域</p> <p>②農業集落排水事業整備区域</p> <p>③その他市長が指定する区域</p>

別表第 3（第 4 条関係）

	補助金の限度額
5 人槽	3 3 2 , 0 0 0 円
7 人槽	4 1 4 , 0 0 0 円
1 0 人槽	5 4 8 , 0 0 0 円

補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設 置 場 所	田原市	
2 浄化槽の型式	名称	認定番号
3 設置浄化槽の区分	人槽	
4 住宅所有者	1 本人	2 その他 ()
5 実使用人数	人	
6 住宅の種類	1 一般住宅	2 併用住宅
7 補助金交付申請額	金	円
8 着工予定日	年	月 日
9 事業完了予定日	年	月 日

※添付書類

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び排水経路図
- (3) 浄化槽設置工事見積書の写し、仕様書、カタログ及び図面
- (4) 国庫補助指針が適用される浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (7) 市税を滞納していないことを証する書類
- (8) 浄化槽の設置工事を行う者の浄化槽設備士免状の写し
- (9) 既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の写真及び位置図（転換の場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類

補助金交付決定通知書

田 下 第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった田原市浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり交付することを決定します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助対象人槽 人槽
- 3 補助金交付に対する条件
 - (1) 補助金申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

補助金不交付通知書

田下第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付けで申請のあった田原市浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により、不交付とします。

記

(不交付理由)

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

年 月 日付け 田下第 号 により、補助金交付決定を受けた田原市浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

- 1 補助金交付申請内容の変更
(変更前)

(変更後)

(理由)

- 2 補助事業の中止
(理由)

- 3 補助事業の廃止
(理由)

様式第5号（第8条関係）

変 更 承 認 通 知 書

田 下 第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった田原市浄化槽設置整備事業補助金の
内容の変更について承認します。

記

(変更理由)

(変更内容)

実 績 報 告 書

年 月 日

田原市長 殿

申請者

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

年 月 日付け 田下第 号で補助金交付決定通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 補助金に係る経費の請求書及び領収書の写し
 - (2) 工事施工の写真
 - (3) 工事担当浄化槽設備士の証するチェックリスト
 - (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
(補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
 - (5) 浄化槽法定検査依頼書の原本及び領収書の写し
 - (6) 浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
 - (7) 設置後の排水経路図
 - (8) その他市長が必要と認める書類

補助金交付額確定通知書

田下第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで実績報告のあった田原市浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 円
- 2 補助金交付額確定に対する条件
 - (1) 浄化槽法定検査の結果書の写しを提出すること。
 - (2) 浄化槽法を遵守し、常に浄化槽が円滑に維持できるように努めること。
 - (3) その他市長が必要に応じて求める書類の提出をすること。

補助金交付請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

年 月 日付け 田下第 号で補助金交付額確定通知のあった田原市浄化槽設置整備事業の補助金を、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金振込先

金融機関名	
本支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	